～３号認定（３歳未満の子ども）の皆様へ～
令和９年度　山江村利用者負担額（保育料）のお知らせ

◆平成２７年度より子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」といいます。）が始まりました。新制度の利用に係る利用者負担額（保育料）の額は、国が定める上限額の範囲内で市町村が定めます。本村に住所がある方の利用者負担額（保育料）は、それぞれの認定区分と所得などにより決定します。認定区分については、『支給認定証』に記載されておりますのでご確認下さい。

◆山江村における保育料等の無償化について

山江村においては、令和７年度より保育料等の無償化を実施しております。
無償化の対象者については、山江村に在住し、かつ山江村から保育認定（入所の決定）を受けている子どもに限ります。また、無償化の対象となるためには申請をしていただく必要があります。
申請につきましては、別途ご案内いたします。

◆令和元年１０月１日から幼児教育・保育（３歳～５歳までの子ども　※０歳～2 歳の子どものうち村民税非課税世帯の保育の必要性がある子ども）無償化の開始にともない、利用者負担額（保育料等）が次のようになります。

階層区分		利用者負担額月額（保育料等）	
		３号認定（３歳未満）	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	０円	０円
2	村民税非課税世帯 （年収：～約 260 万円）	０円	０円
3	村民税所得割課税額 48,600 円未満 （年収：～約 330 万円）	13,000 円 （5,000 円）	12,800 円 （5,000 円）
4	村民税所得割課税額 97,000 円未満 （年収：～約 470 万円）	19,000 円	18,700 円
	うち、村民税所得割課税額 77,101 円未満	（5,000 円）	（5,000 円）
5	村民税所得割課税額 169,000 円未満 （年収：～約 640 万円）	24,000 円	23,600 円
6	村民税所得割課税額 301,000 円未満 （年収：～約 930 万円）	27,000 円	26,600 円
7	村民税所得割課税額 397,000 円未満 （年収：～約 1,130 万円）	32,000 円	31,500 円
8	村民税所得割課税額 397,000 円以上 （年収:約 1,130 万円以上）	41,600 円	40,900 円

※　保育所等を利用する子どもの父母の村民税所得割額を合算して決定しますが、同居の祖父母等が保育所等を利用する子どもを扶養している場合、同居の祖父母等の村民税所得割額を合算して決定します。

【裏面へ続く】

※　ひとり親世帯等の利用者負担額（保育料等）は、上記（　）内の金額になります。
※　利用者負担額（保育料等）は、子どもの年齢の年度初日の前日の満年齢で決定します。そのため、認定号数が年度途中で変わったとしても（3 号→２号）、現年度中の利用者負担額（保育料等）は変わりません。

利用者負担額（保育料等）の納付先

利用者負担額（保育料等）は本村で決定しますが、納付先は施設により異なりますのでご注意下さい。

〇私立保育所　　→　山江村になります。納付書等で納めます。

〇認定こども園等　→　施設へ支払います。納付方法は各施設へお尋ね下さい。

多子世帯の利用者負担額（保育料等）軽減の基本的な考え方

保育所、認定こども園（保育認定を受けた場合）では、小学校就学前の範囲内に子どもが２人以上いる場合、最年長の子どもを第１子、その下の子を第２子とカウントします。
第１子は全額負担となりますが、第２子は半額、第３子以降は無料となります。
ただし、村民税所得割額が 57,700 円（年収約 360 万円）未満（ひとり親等については、77,101 円未満）の世帯については、子どもの年齢制限を撤廃しカウントします。

【3 号認定の多子世帯の軽減措置の拡充について

・本村では、小学生以上の子どもがいる場合でも、扶養している満１８歳未満の子どもから数えて第３子以降の小学校就学前の子どもの利用者負担額（保育料等）が「無料」となります。
（ただし、第７・８階層に該当する場合を除きます。）

利用者負担額（保育料等）の切り替え時期

新制度では、利用者負担額（保育料）の切り替え時期が「９月」となります。
現年度４月分から８月分までは前年度村民税所得割課税額で決定し、現年度９月分から３月分までは現年度村民税所得割課税額で決定します。

４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
前年度 村民税所得割課税額					現年度 村民税所得割課税額						
（前々年中の所得）					（前年中の所得）						

【問い合わせ先】　山江村役場 健康福祉課福祉係（℡　23-3978）